

京都府警察地域安全総合対策本部設置要綱の制定について（通達）

最終改正 令和6.3.8 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

京都府警察においては、府民の安心と安全を確保するため、治安事象に即したパトロールや警戒、よう撃捜査等の諸活動を強化するとともに、府民、自治体等と連携した地域安全活動や防犯に配慮した環境設計活動等の諸対策を推進しているところである。

しかしながら、平成13年上半期の京都府警察管内における刑法犯認知件数は、前年同期と比べて22.2%増加し、中でもひったくりや路上強盗、強制わいせつ等性犯罪、乗り物盗など、街頭における犯罪が著しく増加していることに加え、大阪府池田市における児童等殺傷事件や東京都における通り魔による女性刺殺事件等地域社会を震撼させる凶悪な事件が続発するなど、府民の生活空間における不安感が増大している状況にある。

このような厳しい治安情勢の下、京都府警察の総合力を発揮し、地域における総合的な安全対策を推進して、府民生活を脅かす犯罪等を予防・検挙し、安心・安全を実感できる地域社会を実現するため、みだしの要綱を下記のように定め、平成13年8月21日から実施することとしたから、実効の上がるよう努められたい。

なお、長寿社会総合対策委員会の設置及び運用について（昭和61.10.1：1京防第1363号、1京総第273号、1京務第1141号、1京刑企第414号、1京外勤第540号、1京公安第402号、1京交企第783号）の例規通達は、廃止する。

記

京都府警察地域安全総合対策本部設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、安心・安全を実感できる地域社会を実現するため、京都府警察地域安全総合対策本部の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 京都府警察地域安全総合対策本部

1 設置

警察本部に、京都府警察地域安全総合対策本部（以下「対策本部」という。）を置く。

2 任務

対策本部は、次に掲げる事項の基本方針を定めるとともに、当該事務全般の統括指揮を行い、府民が安心・安全を実感できる地域社会の実現に資することを任務とする。

- (1) 市民生活に不安を及ぼす犯罪、事故等の未然防止及び検挙に関すること。
- (2) 住民、自治体等が行う地域安全活動等の支援に関すること。
- (3) 凶悪、特異事案等発生時における安全対策に関すること。
- (4) その他市民生活の安全と平穏に関する施策の推進に関すること。

3 構成

対策本部は、対策本部長、対策副本部長、幕僚及び地域安全対策統括官をもって構成し、別表に掲げる者をもって充てる。

4 運営

- (1) 対策本部長は、対策本部の事務を総理する。
- (2) 対策本部長に事故あるときは、対策副本部長がその職務を代行する。
- (3) 対策本部長は、治安情勢等を勘案して、必要の都度、対策本部の会議を招集し、議事を主宰する。
- (4) 対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部を構成する者以外の者に対し、対策本部の会議への出席を求めることができる。
- (5) 幕僚は、対策本部の事務に関し、必要な助言、支援等を行うものとする。
- (6) 対策本部において決定した事項は、後記第3に規定する地域安全総合対策推進室を通じて関係の所属に示達するものとする。

第3 地域安全総合対策推進室

1 設置

対策本部に地域安全総合対策推進室（以下「推進室」という。）を置く。

2 任務

推進室は、対策本部の定める基本方針に基づいて、対策本部の任務に係る事務を具体的に推進することを任務とする。

3 構成

推進室の構成は、別表のとおりとする。

4 運営

- (1) 地域安全対策統括官（以下「統括官」という。）は、対策本部長の命を受けた対策について、推進室員を指揮して推進室に係る事務を統括する。
- (2) 統括官は、必要の都度、推進室の会議を開催し、議事を主宰する。
- (3) 統括官は必要があると認めるときは、推進室員以外の者に対し、推進室の会議への出席を求めることができる。
- (4) 統括官は、推進室員に対し、推進室の任務に係る事務の推進状況を報告させるなどして情報を一元化し、随時、対策本部長に報告するものとする。
- (5) 各所属長は、対策本部の任務に関する情報を入手したときは、速やかに統括官を通じて対策本部長に報告するものとする。

第4 庶務

対策本部及び推進室の庶務は、生活安全企画課及び地域課において行う。

第5 警察署の推進体制

警察署長は、対策本部において決定された施策の推進に当たっては、各部門の連携の下、挙署一体となって取り組むものとする。

別表

京 都 府 警 察 地 域 安 全 総 合 対 策 本 部	
対 策 本 部 長	警 察 本 部 長
対 策 副 本 部 長	生 活 安 全 部 長、地 域 部 長
幕 僚	総 務 部 長、警 務 部 長、刑 事 部 長、交 通 部 長、警 備 部 長、サイバ ー 対 策 本 部 長、京 都 市 警 察 部 長
地 域 安 全 対 策 統 括 官	対 策 本 部 長 が 指 名 す る 警 視 正 又 は 警 視 の 階 級 に あ る 警 察 官

地 域 安 全 総 合 対 策 推 進 室													
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">地 域 安 全 対 策 統 括 官</td> </tr> </table>							地 域 安 全 対 策 統 括 官						
地 域 安 全 対 策 統 括 官													
推 進 室 員	生 活 安 全 企 画 課 長 人 身 安 全 対 策 課 長 少 年 課 長 生 活 保 安 課 長	地 域 課 長 通 信 指 令 課 長 機 動 警 ら 課 長 鉄 道 警 察 隊 長	刑 事 企 画 課 長 捜 査 第 一 課 長 捜 査 第 三 課 長 機 動 捜 査 隊 長	交 通 企 画 課 長 交 通 規 制 課 長	警 備 第 一 課 長	サイバ ー 企 画 課 長 サイバ ー 捜 査 課 長							
事 務 局 員	地 域 安 全 対 策 統 括 官 が 指 名 す る 者												